

意見書案第 11 号

政治資金パーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月9日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

倉元達朗

井上まい

田中たかし

近藤里美

政治資金パーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

企業・団体からの政治献金について、政治資金規正法では政治家個人や政治家自身が代表を務める資金管理団体及び派閥への献金は禁止されています。しかし、政党本部や支部へ献金すること、企業・団体が政治資金パーティー券を購入することについては禁止されていません。パーティー券の購入代金は、名目上、パーティーに参加する対価ですが、対価性が低く、実際にはその多くが政治家の利益となっています。そして、その購入者のほとんどが大企業や大手業界団体であり、禁止されている政治家への企業・団体献金であると言わざるを得ません。

そもそも、営利を目的とする企業が政党や政治家に対して資金を提供することは、金銭等による政治への影響力行使であり、政治をゆがめることにつながります。また、選挙権を持たない企業・団体が政党や政治家に献金を行うことは、国民主権と相容れず、国民の参政権に照らして問題があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶し、国民の政治への信頼を回復するためにも、政治資金パーティー券の購入を含めた企業・団体献金を全面的に禁止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 宛て

議長 名